

産業衛生 レポート

No.562

2026 年7月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の 一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

～作業環境測定士が行うべき指定作業場に個人ばく露測定を行う作業場等を追加～

(令和8年6月17日 政令第196号)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 厚生労働省 関係省令の整備等に関する省令案について(概要)

～作業環境測定を行うべき指定作業場、個人ばく露測定の実施者等について～

(令和8年6月5日 パブリック・コメント)

昨年の労働安全衛生法（安衛法）及び作業環境測定法（作環法）の一部を改正する法律（以下、改正法）では、以下の改正が行われ、令和8年10月1日から施行される。

- ・作業環境測定法の1つに個人ばく露測定を位置付け
- ・個人ばく露測定等の実施義務等に係る規定（安衛法第65条の3第1項～第3項）を新設

この施行に伴い、指定作業場（作業環境測定士による実施義務あり）に個人ばく露測定を行う作業場等を追加する改正政令（政令第196号）が公布され、併せて関係省令について整備等を行うための改正省令案が公表された。概要を以下に示す。

● 改正政令の概要

作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものを作環法の指定作業場（作環法第2第4号）に追加

作環法

指定作業場

作業環境測定を行うときは
作業環境測定士が実施
しなければならない

★指定作業場とは、作業環境測定法で「必ず作業環境測定士が測定しなければならない」と指定されている屋内作業場のことです。
粉じんや有機溶剤、特定化学物質、鉛、石綿などの有害物質を扱うため、専門的な測定と評価が法律で義務付けられています。

【改正政令】作環法施行令

指定作業場 に以下を追加

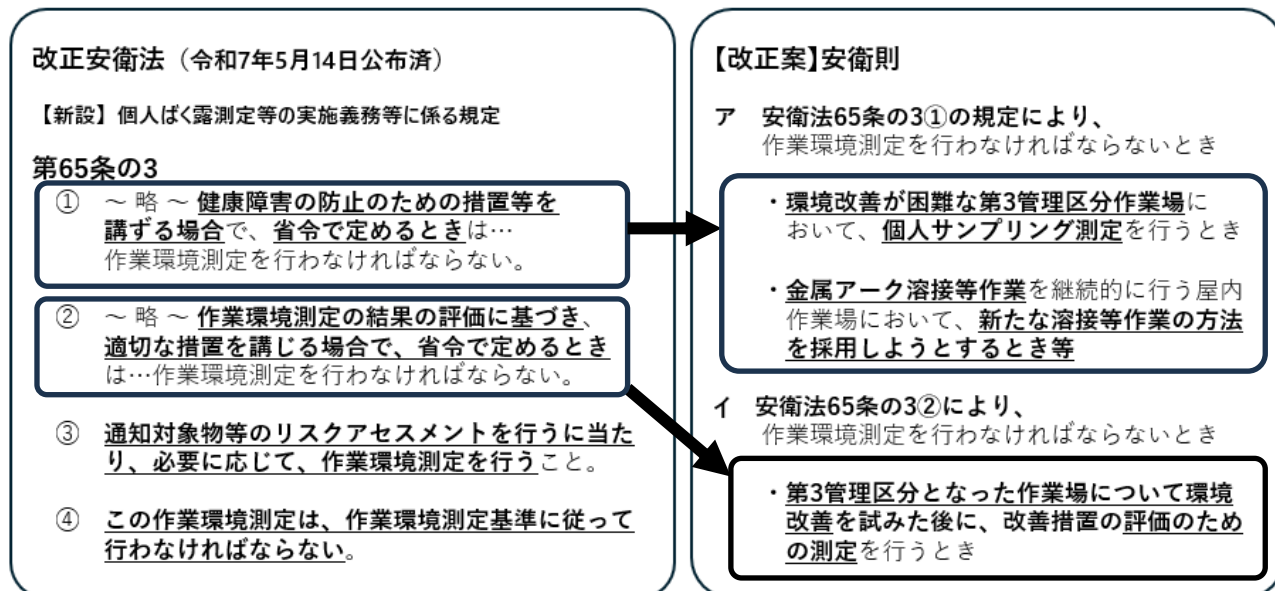
- (1) 安衛法65条の3①により個人ばく露測定を行う作業場であって、厚生労働省令で定めるもの
詳細は省令案
- (2) 安衛法65条の3②により作業環境測定を行う作業場であって、厚生労働省令で定めるもの
詳細は省令案
- (3) 安衛法65条の3③により個人ばく露測定を行う作業場
・濃度基準値設定物質を製造、取り扱う屋内作業場
・リスクアセスメント対象物を製造、取り扱う作業場

● 改正政令の施行期日 令和8年10月1日 施行

● 改正省令案の概要

(1) 労働安全衛生規則の一部改正

先述の政令で追加した指定作業場について詳細を規定し、具体的に作業環境測定士が実施しなければならない作業場を明確に示した。



(2) 有機溶剤中毒予防規則（有機則）の一部改正

改善が困難な第3管理区分作業場にて、事業者が講じなければならない措置として行う有効な呼吸用保護具を選定するための個人ばく露測定等について、以下のように改正する。

< 現行 >

第3管理区分告示（令和4年厚生労働省告示第341号）に従って、個人ばく露測定等を実施

< 改正省令案 >

個人ばく露測定等については、作業環境測定と位置づけ、作業環境測定基準に従って行うこととし、その他の方法による測定については、従来どおり、第3管理区分告示に従って行うこととする。

(3) 鉛中毒予防規則（鉛則）、特定化学物質障害予防規則（特化則）、粉じん障害防止規則（粉じん則）の一部改正

上記(2) 有機則と同様の改正を行う

(4) 作業環境測定法施行規則（作環則）の一部改正

- ① 安衛法第65条の3に係る指定作業場
- ② 安衛法第65条の3第1項～第3項までの規定による作業環境測定の実施者の要件
- ③ 補助者の業務及び補助者の要件
- ④～⑥ 略

● 改正省令の施行期日等

公布日 : 令和8年7月予定

施行期日 : 令和8年10月1日

詳細は以下をご確認ください。

- 改正政令 [安衛法及び作環法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令\(政令第 196 号\).pdf](#)
- 省令案(概要) [安衛法及び作環法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案\(概要\)](#)
- 検討会資料 [個人ばく露測定等に係る安衛法等一部改正法の施行に向けた検討事項について.pdf](#)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の 施行期日を定める政令

～50 人未満の事業所に対するストレスチェック、～SDS 通知事項の変更時の通知義務化～

(令和 8 年 6 月 10 日 政令 第 195 号)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）中、施行期日を別途政令で定めるとされていた改正項目について施行期日が公布された。概要を以下に示す。

(1) ストレスチェック関係：施行期日 令和 10 年 4 月 1 日

50 人未満の労働者を使用する事業場に対するストレスチェック等の適用を努力義務から義務化。

(2) 通知関係：施行期日 令和 12 年 4 月 1 日

通知対象物の譲渡・提供者の SDS 交付等による通知義務に罰則を設け、通知事項に変更を行う必要が生じた場合の変更事項の通知については「努力義務」を「義務」に引き上げ。

詳細は以下をご確認ください。

- 政令 [労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令\(政令 195 号\).pdf](#)
- 参考 [労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて.pdf](#)
- ストレスチェック関連
- リーフレット [ストレスチェックが義務になります.pdf](#)
- マニュアル [小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル\(令和 8 年 2 月\).pdf](#)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について（概要）

～ストレスチェックの集団分析について、個人を特定できない方法で実施することを規定～

(令和 8 年 4 月 10 日 パブリック・コメント)

労働安全衛生規則（安衛則）第 52 条の 14 において、事業者はストレスチェックを実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させること（集団分析）を努力義務として規定している。今回、労働者のプライバシー保護等の観点から、個人を特定できない方法で実施することを規定する改正案が公表された。

●施行期日等

公布日：：令和 8 年 6 月（予定）

施行期日：令和 9 年 4 月（予定）

詳細は以下をご確認ください。

- 省令案 [労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について\(概要\) .docx](#)